

査読付論文

# アメリカにおける同性婚の合法化とその諸問題について

池 谷 和 子

今日のアメリカにおいては、同性婚は現実的な法律問題となってしまっている。全米50州のうち、すでに6州が判例法や制定法によって同性婚を合法化しているからである。しかし他方で、多くの州（38州）は住民投票による憲法の修正や州法によって同性婚を禁止するに至っている。このような各州における同性婚の可否については1998年以降の出来事であるが、同性婚をめぐるアメリカでの議論自体は30年にも及ぶ。しかし未だに決着をみていない。そもそも、結婚とは一体何のために存在するのか？同性婚を合法化するとどのような問題が生じてくるのであろうか？本稿においては、アメリカの連邦レベルや州レベルにおける同性婚の法的現状を紹介し、「社会的制度としての家族」という視点から、同性婚の是非をめぐる議論と同性婚合法化の問題点について検討している。

keyword：同性婚・法・家族・アメリカ・公的な利益

## 目 次

- I はしがき
- II アメリカにおける法的状況
- III 同性婚に関する議論
- IV 同性婚の合法化による問題点
- V むすび

## I はしがき

昨今、アメリカにおいては「同性婚」の話題がニュースを賑わせている。例えば、オバマ大統領は2012年5月9日、ABCテレビのインタビューで「同性カップルも結婚できるべきだと思う。」として大統領として初めて公的に同性婚を認める発言をし、これによって同性婚が11月の大統領選の争点の1つとなることが確実視された。6月22日には、チェイニー前副大統領の次女が同性婚をしたことが報道されていたし、さらにニューヨーク州は同性婚を合法化してから1周年になるが、1年間で少なくとも7184組が挙式を挙げた。ニューヨーク市では、7月24日、ブルームバーグ市長が、結婚式によって大きな経済効果があったことを会見していた。

同性婚とは、男性同士や女性同士という同性同士に対しても、これまで男女間でなければすることが出来ないとされた結婚を法的に認めるか、という問題である。自然の理から男女が恋愛し結

婚するのが当然であるのに、日本では法律問題としてほとんどクローズアップされたことはないが、アメリカにおいては30年来の議論が続いている。

日米のメディアにおいて比較的肯定的に取り扱われることが多い「同性婚」ではあるが、しかしアメリカにおいても、すべての人が同性婚に賛成しているわけではない。むしろ賛成と同じくらい多くの人々が同性婚に反対しているのである。例えば、キリスト教徒はその教義ゆえに反対し、黒人層にも同性婚の反対者は多いと言われている。5月初めのギャロップ全米世論調査では、同性婚に賛成が50%、反対が48%と発表されている。また各州に目を移しても、6州が同性婚を合法化しているのに対し、38州が憲法や法律によって同性婚を禁止している。企業に至っても、スターバックスの最高経営責任者が株主総会で同性婚の合法化を支持すると明言し、アマゾンの創始者は同性婚の為に1.9億円を寄付した。反対に、チキンサンディッチのファーストフードチェーン（チックフィレイ）の創業者の息子で現社長が、パプテスト派系新聞で「結婚は男女のもの」とする聖書への支持を表明したことで、同性婚の支持者も反対者も店に押しかける騒ぎとなった。

日本においては、アメリカほど国家を二分するような大議論にはなっていないが、例えば、アメ

リカの状況を知った同性愛者が、東京ディズニーランドに同性同士でも結婚式ができるかを問い合わせ、東京ディズニーランド側が可能と公表すると、インターネット上では、「金儲け主義」「気持ち悪い」「子供に見せられない」との批判が相次ぐというような事例も起きてきている。のみならず、そもそも同性婚の問題は、結婚や家族を法的にどう考えるか、という法的な重要問題と直結している。それは、決してアメリカ特有の問題ではないはずである。

そこで本稿では、アメリカの連邦レベルや州レベルにおける同性婚の法的現状を紹介し、「社会的制度としての家族」という視点から、同性婚の是非をめぐる議論と同性婚合法化の問題点について検討する。

## II アメリカにおける法的状況

### (1) 連邦において

アメリカは連邦制を採用しているので、合衆国憲法において連邦に留保されている権限以外は、各州の権限事項となっている。

アメリカの連邦法においては、1996年に制定された婚姻防衛法（Defense of Marriage Act：通称はDOMA）<sup>(1)</sup>の第3条によって、「婚姻とは一人の男性と一人の女性との間でなされる法的な結合体である」と定義されている。これにより、連邦における健康保険、年金、相続税等では、同性婚の相手方は配偶者とは認められることになる。また、婚姻防衛法の第2条では、他の州で有効とされた同性婚を認めるかどうかは各州の判断に委ねられている。

ところが、この婚姻防衛法は、2010年7月8日のマサチューセッツ州連邦裁判所における違憲判決を皮切りに、他の州の連邦裁判所においても違憲判決が出され始めている。さらに、2011年2月23日、オバマ大統領が婚姻防衛法は違憲との立場を明確にし、司法省に控訴しないよう指示を出している。もし2012年秋の大統領選でオバマ大統領が再選した場合には、婚姻防衛法が廃止される可能性も出てくると思われる。

### (2) 各州において

このように連邦レベルにおいては、現在では連邦法によって同性婚を婚姻とは認めていないものの、行政のトップである大統領自身が同性婚への支持を表明している為に、同性婚の合法化への流れがあることは否めない。

しかし、州レベルでは、今のところ必ずしもそこまで同性婚合法化の流れが強いとは言えないよう思う。現在、同性婚を正式に認めているのは、マサチューセッツ州（2003年の州最高裁判決により、2004年の5月17日より判例法化）、コネチカット州（2008年10月10日の州最高裁判決により、2008年11月12日より判例法化）、アイオワ州（2009年4月3日の州最高裁判決により、2009年4月29日より判例法化）、バーモント州（2009年4月2日に州法成立、2009年9月1日より施行）、メイン州（2009年5月6日に州法成立、2009年11月3日より施行）、ニューハンプシャー州（2009年6月3日に州法成立、2010年1月1日より施行）、ニューヨーク州（2011年6月24日に州法成立、2011年7月24日より施行）の6州とワシントンDC（2009年12月15日に法律成立、2009年12月18日より施行）のみである。（なお、本稿執筆後の2012年11月、大統領選に合わせた住民投票において、メリーランド州とワシントン州も同性婚賛成州となつたため、同性婚を合法化した州は計8州となった。）

加えて、カリフォルニア州は、2008年5月15日に州最高裁が同性婚の禁止は違憲だとして2008年6月16日より同性婚が合法化されたものの、2008年11月4日の住民投票において「結婚は1人の男と1人の女の間に限る」という州憲法の修正が行われた。この住民投票修正案「プロポジション8」をめぐっては、今度は同性婚支持者が連邦裁判所に訴え、現在でも合衆国憲法に違反するかどうかの裁判が続けられている。（2010年8月4日には連邦地裁において、2012年2月7日には連邦高裁において、違憲との判断が下された。2012年9月現在、連邦最高裁に係属中である。）

これに対し、カリフォルニア州の「プロポジション8」同様に、住民投票によって州憲法の修正を行い、結婚は男女の間に限るとした州は（2012

年9月現在、係争中のカリフォルニア州を除くとしても、以下の30州にも上る：ハワイ州、アラスカ州（共に1998年11月3日投票）、ネブラスカ州（2000年11月投票）、ネバダ州（2002年11月投票）、ミズーリ州（2004年8月3日投票）ルイジアナ州（2004年9月18日投票）、アーカンソー州、ジョージア州、ケンタッキー州、ミシガン州、ミシシッピ州、モンタナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、オレゴン州、ユタ州（以上、2004年11月投票）、カンザス州（2005年4月5日投票）、テキサス州（2005年11月8日投票）、アラバマ州（2006年6月6日投票）、コロラド州、アイダホ州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、バージニア州、ウィスコンシン州（以上、2006年11月投票）、アリゾナ州、フロリダ州（共に2008年11月4日）、ノースカロライナ州（2012年5月8日）である。

ただし、結婚という形は認めていないものの、シビルユニオンやダメスティックパートナーシップ等のカテゴリーによって、親密な同性間に一定限度の権利義務を保障している地域もある。

### （3）判例について

合衆国において同性愛者の権利運動が始まったのは1950年代からであるが、大きな流れとなってきたのは1969年以降である<sup>(3)</sup>。最初の同性婚に関する判決は、1971年ミネソタ州におけるベイカー判決<sup>(4)</sup>で、婚姻は男女のものとするミネソタ州の定義を支持した。以降現在までに35件の判決が出ているが、1993年ハワイ州のベーハー判決<sup>(5)</sup>によって「婚姻から同性カップルを除くのであれば、州はそれによる利益について証明しなければならない」として初めて同性婚が支持された。

このような同性婚関連の訴訟において、同性婚支持者による法的主張を分類すると主に以下の3点になる：①州が同性婚を認めないとすることは、（個人の）結婚する権利の侵害である、②同性婚の禁止は、州が性差別に加担していることになり、平等原則違反となる、③同性婚を禁止するということは、同性カップルを病者として差別することになる<sup>(6)</sup>。

これらの主張に対して、同性婚禁止を合法とする裁判所の判決理由の主なものとしては、①州憲法では同性婚の権利など認めていない<sup>(7)</sup>、②婚姻の定義は歴史的に、1人の男性と1人の女性によってなされるものとされている<sup>(8)</sup>、③伝統的な婚姻制度保持することは州の利益である、などがある。

### III 同性婚に関する議論

同性婚を認めるか認めないかの争点としては、主に以下の2点が重要であると思われる。

まず第一に、同性カップルと異性カップルは実質的に同じなのか違うのか、また、それに関連して、結婚は必ず異性同士でなければならないのか、すなわち「男女間でも男性同士でも、実質的に同様の関係であるならば、法的にも同じ取り扱いをすべきではないのか、そして結婚の定義を広げて、異性間でも結婚することが出来るようにすべきではないのか」という点である。

同性間でも異性間でも親密な関係 자체は事実上全く変わらず、結婚は同性同士でも可能だとする同性婚支持者に対して、同性婚反対者達は最近の様々な研究の結果を総合すると、同性カップルは以下の点で異性カップルと違うと主張している：①カップルでいる存続期間が短い、②決まった相手以外とも性交渉する、③一度に複数の相手と性交渉する、④肛門性交によってエイズ等の性病にかかりやすい、⑤暴力行為の割合が高い、⑥うつ病等の精神的な問題をかかえている割合が高い、⑦薬物濫用やアルコール中毒等の割合が高い、⑧育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高い、など<sup>(9)</sup>である。

異性間同様に結婚することを望んでいる同性愛者も、決まった相手以外とも性交渉をしたり、一度に複数の相手と性交渉するというような性的傾向ゆえに、本来婚姻関係においては当然とされている貞操義務や一夫一婦制には、あまり良い感情を持っていない。そこで、結婚の定義・内容自体も変更することを目的としているようである。

これに対し、同性婚反対者は、結婚の概念自体に男女間であることが必須であると主張する<sup>(10)</sup>。結婚は男女に特有の結合体であり、①安全な性的関係、②責任ある出産、③最善の子育て、④健全

な人間関係の発達、⑤妻や母という役割の保護をしつつ、長期的な家族としての関係を保っていく為のものだからである。このように、そもそも実際的な特質として、異性カップルと同性カップルは違うというのが同性婚反対者の見解である。婚姻の定義についても、男女間の性的関係を元に、将来生まれる子どもも含めた長期的な関係であるからこそ結婚なのであって、貞操観念のほとんどない一時的で当事者のみの関係は結婚とは呼ばないとしている。

第二に、結婚は個人の権利であって当事者同士が合意していれば認められるべきなのか、さらに、相手が男か女かということは性的嗜好の問題であって、少数者の人権の問題であろうか。すなわち「本人同士の希望にも関わらず、政府が性別によって結婚を否定することは、結婚する権利の侵害であり、性別による平等原則違反であり、少数派の人権をないがしろにしていることになるのか」という点である。

まずは、結婚とは何か、何のために存在するのか、という点から考えてみたい。「結婚は社会的な制度である」<sup>(11)</sup>とも言われる。個人的な恋愛の宣言でも宗教的な儀式でもなく、公的な法的行為であり、子どもの出産、家族、社会のすべてを規制しているからである。この結婚に関する法的考え方として、マギー・ギャラガーは以下の2つの相反する見解を紹介している<sup>(12)</sup>：①結婚は本質的には、2人の人間によって自らの幸福の為になされる私的で親密で情緒的な関係である。カップル自身によって、カップル自身の為にされるものである。②結婚は、子どもや社会の利益のために、カップルによる性行為、出産、子育てを社会的に承認するものである。①の考え方は同性婚支持者達の考え方である。男であろうと女であろうと、本人同士が同意している以上、結婚はカップル自身の為になされる筈であって、結婚を認めないのはおかしい、ということになる。しかし、もしこの考え方を極限まで推し進めると、本人同士が同意しているのであれば、一夫多妻制でも、実の親子が結婚しても構わないということになるのではないか。逆に、②の考え方は同性婚反対者の根本的な考え方であって、子どもの福祉や社会の利益

を中心とした考え方である。社会から承認された制度の中で性的行為をし、子どもを責任を持って生み育てることで、生まれた子どもは誰が自分の本当の両親かを知る事ができ、血の繋がった両親に育ててもらうことができる。そのことが、子ども達の健全な発育を助け、社会の秩序を確保する最適な方法であるとしている。

このように、結婚を、生まれてくる子どもと実の両親との繋がりを強くする社会的な制度であると考えるならば、同性同士では血の繋がった子どもが生まれない以上、婚姻は男女間しか成し得ないし、個人の権利や性的な嗜好とは言えないであろう。そうなれば、少数者の人権の問題でも、平等原則違反でもないのは間違いない。

#### IV 同性婚の合法化による問題点

以上の同性婚の議論に関連して、もし同性婚が法的制度として認められた場合、どのような問題点が出てくるのであろうか。子ども関連、婚姻制度自体、社会全体に分類し、その影響について簡単に指摘する。

##### (1) 子ども関連

同性同士では子どもは出来ないが、養子縁組等の手段によって子どもを育てていることは間々聞かれることである。同性婚の支持者達は、親としての能力は異性カップルと変わらないと主張する。しかし前述したように、同性カップルのライフスタイルに関する昨今の研究によれば、同性婚は存続が不安定で、結婚した相手以外の複数の他人とも性交渉し、虐待の可能性も高い家庭になりがちであるとする。これでは、育てられる子ども達にとって必要な健全で安定した安心出来る家庭からは程遠く、決して良い環境とは言えないことは一目瞭然である。もちろん、どの程度これらの研究結果が真実をついているかは証明できないが、少なくとも、同性同士の結婚を認めることによって、責任ある出産と育児が切り離され、子どもの情緒的な発育にとって必須とされている母親と父親の存在がなくなってしまうことは決定的である。父親が2人いたとしても、父親と母親の役割は違うものであって、母親の役割までカバーで

きるかは微妙なところである。まして、同性婚カップルにおいて育てられた子どもへの影響を正確に調べるとなれば、多数の同性婚カップルに育てられた子ども達が大人になるまで待たねばならず、現時点では真実までたどり着くのは難しい。

さらに、結婚を認められた同性婚カップルは、次は自分たちも異性カップル同様に子どもが欲しいと思うらしい。こればかりは、いくら願っても、自然の理によって同性同士では子どもが出来るはずがない。しかし、昨今の医学の進歩により、例えば、女性同士のカップルでも精子を精子バンクから買取り、どちらかの卵子と受精させて、子どもを生むことも可能となってしまった。けれども、このことはさらに事態を複雑にしてしまっている<sup>(13)</sup>。生まれた子どもにとって、カップルのどちらかは本当の母親だが、他方は全くの他人で、遺伝子上の父親は誰だか分からぬからである。

## (2) 婚姻制度自体

では、子どもを育てるには同性婚家庭は不適応な環境だとしても、現在では異性間の家庭でも子どものいない家庭も多いわけであるから、同性婚カップルが一切子どもと関わらなければ、何の問題も生じないであろうか。

この点については、同性同士でも結婚できるとなれば、異性同士では当然と考えられた一夫一婦制や貞操義務の規範が揺らいでしまうのではないかと指摘されている<sup>(14)</sup>。例え、結婚出来るようになったからといって、同性カップルの行動パターンがすぐに変わるはずもなく、むしろ結婚の本質を自らの幸福の為になされる私的で親密で情緒的な関係と捉えている以上、結婚概念の方を自らの行動パターンに合わせる可能性が高い。すなわち婚姻制度から一夫一婦制や貞操義務を排除しようとするだろう。そうなれば、子どもがいる多くの異性カップルにも影響を及ぼすことは必至である。

また、婚姻制度に同性カップルを含むとなれば、もともと血縁の両親に育てられるように意図された社会と子どもの為の婚姻制度の意義が薄らいでしまう<sup>(15)</sup>。むしろ、家族は社会制度として、子どもや社会に資する制度であるという感覚すらな

くなつて、婚姻制度は当事者の選択によりいつでも解消できる不安定な制度になりかねない。そうなれば、今以上に離婚率が高くなり、そのしわ寄せを受けるのはすべて子ども達ということになるだろう。

## (3) 社会全体

法には強制力があるがゆえに、同性婚を認めるだけで社会全体に対してもかなりの影響がある。なぜなら、同性においても結婚を認めるということは、同性カップルも異性カップルと同等に取り扱うことを強制されるということを意味するからである。そうなれば、「父親と母親が揃った子育てこそが子どもの発育に最善である」という自明の事実を公言することさえ難しくなる<sup>(16)</sup>。同性婚の合法化の背後には、異性カップルのみならず同性カップルも親としての能力は変わらない、という趣旨が暗に含まれてしまっている。それは、本来の子育ての理想である「血の繋がった両親による子育ての重要性」を覆い隠す結果となる。逆に、学校においては、子ども達に同性同士も異性同士と同等であつて、結婚できることを教えなければならなくなるし、逆に本来異なる同性カップルと異性カップルの違いを教えることは困難になるだろう。

さらに、宗教においては、教義の変更を迫られることはないにしても、事実上多大な不利益を被ることが指摘されている。今日のアメリカにおいては、大学から、病院、養子縁組の斡旋、社会奉仕活動まで、宗教組織は様々な活動を行っている。例えば、教義に基づいて同性婚カップルにプログラム提供や援助を行わなかつた場合には、裁判に訴えられて損害賠償を請求されるかもしれないし、政府からの補助金を打ち切られるかもしれない。現に、マサチューセッツ州で1世紀に渡り養子縁組の斡旋を行ってきたボストンカトリック基金は、同性婚カップルにも養子縁組の斡旋を行うよう法によって強制されたために、活動の停止を余儀なくされてしまったのである<sup>(17)</sup>。

## V む す び

アメリカにおいて、同性婚の可否が鋭く対立する背景には、宗教上や人種間の考え方の違い等、

日本よりも込み入った事情が存在する。しかし、やはり最終的には、法的に家族をどう捉えるかの問題へと帰着するだろう。

家族とは、そもそも法がゼロから作り出したものではない、法以前の存在である。例え、法などなくとも、人は好きな人と住んで、その人との子どもを産んで、自分の子どもとして育てていくことは間違いない。それなら何故、法が必要かと言えば、社会を受け継いでいく子ども達が健全に育つように、実の両親から引き離されたり捨てられたりしないように、法は万が一に備えて、社会的ルールとしてできる限り家族が壊れないように補強する役割を担っているからである。

しかし最近では、家族の存続や子どもの視点を前提とした社会的制度としての家族という見方よりは、婚姻当事者の個人的な選択の問題として婚姻を捉える者も多い。なぜなら、近代法は、「私」という個人中心に組み立てられ、自己決定、自由、平等、人権を至上のものと位置づけてきたために、「結婚して子どもが生まれ、その子どもが大人になって結婚し、さらに孫が生まれて世代が続いていく」という自然の大きな流れが見えにくくなってしまっているからである。同時に、法の抽象作用によって、男も女も同じ「人間」という法的思考に陥りやすく、男女の差異や微妙な人間関係へのアンテナが弱い。

まさにこの近代法の個人中心主義や法の抽象作用という弱点こそが、30年にも及ぶ同性婚の可否の論争をヒートアップさせている原因である。最も心配なのは、声の大きい同性婚当事者の要求に振り回され、ほとんど声を上げることの出来ない子ども達へとしわ寄せがいくことである。子ども達の生活は今現在、すでに、子どものことを一番に考えられない大人たちによって、不安定なものとなっている。例えば、親の離婚率の上昇、シングルマザーの増加、精子や卵子の売買や代理母による生殖補助医療という現実、放任、児童虐待

の増加、いじめ問題等。子ども達を保護する為に、安定した健全な家族を法や社会がしっかりとサポートすることが、今一番求められていることなのではないだろうか。

#### 注記・引用文献

- (1) Pub.L. 104-199
- (2) William N. Eskridge, Jr., *A History of Same-Sex Marriage*, 79 Virginia Law Review 1483(1993).
- (3) Baker v. Nelson, 191 N.W.2d 185(Minn. 1971).
- (4) Baer v. Lewin, 852 P.2d 44(Haw. 1993).
- (5) *supra note(2)*, at 1424-1426.
- (6) Frandsen v. County of Brevard, 828 So. 2d 386(Fla.2002)
- (7) Singer v. Hara, 522 P.2d 1187(Wash. App. 1974).
- (8) *In re Estate of Cooper*, 564 N.Y.S.2d 684(N.Y. Fam. Ct. 1990)
- (9) Timothy J. Dailey, *Comparing the Lifestyles of Homosexual Couples to Married Couples* (Family Research Council のホームページにて掲載).
- (10) Lynn D. Wardle, *The Boundaries of Belonging*, 25 BYU Journal of Public Law 299(2011).
- (11) Monte Neil Stewart and William C. Duncan, *Marriage and the Betrayal of Perez and Loving* 560(2005) (<http://www.manwomanmarriage.org.>)
- (12) Marry Gallagher, *What is Marriage For? The Public Purposes of Marriage Law*, 62 Louisiana Law Review, 3(2001).
- (13) 池谷和子「生殖補助医療と親子法」現代社会研究9号 95～100頁
- (14) Timothy J. Dailey, *Homosexual Parenting*, Family Research Council-Issue No.238 (2001).
- (15) Monte Neil Stewart, *Genderless marriage, institutional realities, and judicial elision*, 1 Duke Journal of Constitutional Law & Public Policy 16(2006).
- (16) Sherif Girgis et al., *What is Marriage?*, 34 Harvard Journal of Law & Public Policy 262-263(2010).
- (17) Lynn D. Wardle, *The attack on marriage as the union of a man and a woman*, 83 North Dakota Law Review 1379(2007).